議第22号

三島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童クラブ条例(平成15年三島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

Γ			
	三島市徳倉放課後児童クラブ	三島市徳倉4丁目1番4号	を
			_
Γ			_
	三島市徳倉第一放課後児童クラブ	三島市徳倉 4 丁目 1 番39号	17
	三島市徳倉第二放課後児童クラブ	三島市徳倉 4 丁目 1 番39号	と、
			J
Γ			_
	三島市南第二放課後児童クラブ	三島市富田町 6番1号	を
			J
Γ			_
	三島市南第二放課後児童クラブ	三島市富田町 6番1号	17
	三島市南第三放課後児童クラブ	三島市富田町 6番1号] に、
			J
Γ			_
	三島市向山第二放課後児童クラブ	三島市谷田1953番地の 2	を
			J
Γ			_
	三島市向山第二放課後児童クラブ	三島市谷田1953番地の 2), 74 12
	三島市向山第三放課後児童クラブ	三島市谷田1946番地	ここ改め

附則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(

		Γ	-
		_	三島市
島市徳倉放課後児童クラブ	三島市徳倉4丁目1番4号	を	<u>—</u> ш, п,
			三島市
		1	

徳倉第一放課後児童クラブ	三島市徳倉 4 丁目 1 番39号	, -
徳倉第二放課後児童クラブ	三島市徳倉 4 丁目 1 番39号	(

に改める部分に

Γ

限る。)は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊 岡 武 士